

の多くの部分に関して信頼できることが確認されたことで、仁左衛門および又七の項を含め全体の信頼性は高いと考えられた。

以上のように、『又七覚』と比較検証の対象とした富山藩の史料とは、相互に信頼性が高いことを明らかにした。

なお、今回の渡部家文書の両史料の検証を通じて、お抱え大工の系統の研究については、他家の由緒書に記載された親類を調査する方法は有効であることが確かめられたので、今後はより広範囲に応用していくことを考えたい。

2. 史料の信頼性検証の効果

各史料の信頼性について、以下のことが判明した。

- ・ 『御大工知行帳』は、信頼性の低い年代範囲が存在することや、お抱え大工の死因については史料全体で信頼性が低いことを明らかにした。
- ・ 『御作事所役人附』は、記述内容の状況から作成された背景を把握し、『御大工知行帳』ほかと比較した結果、記述内容に固有の特性を持ち、利用には注意が必要であることが明らかとなった。
- ・ 渡部家『累代家図』・栗林又七『先祖并一類付之覚』（『又七覚』）は、他藩である富山藩の公式史料等により検証したことで、信頼性が高いことが確認された。

本稿では、既往研究が論考に利用した史料の信頼性を十分検証していなかった問題点を明らかにし、信頼性検証の有用性と、信頼性の検証が加賀藩お抱え大工の研究に貢献することを示した。また、新に発見された史料だけでなく、既知の史料の信頼性の検証によっても、史料の見直しや新たな解釈が新知見の獲得に繋がる事例も示した。

すなわち、史料の信頼性の検証は、史料の信頼性を失わせるものではなく、むしろ史料の信頼性を見極めることにより、史料の有効な利用の範囲・方法を提示し、適切な利用に導く手段となることを明らかにすることができた。以上のように、建築史分野においても、史料の信頼性を検証することは、主として文献史料を用いた研究では有用性が極めて高いと考える。

これらの検証成果を基に、拙稿 i・j では、本稿で検証した史料を用いて、その史料の信頼性の検証過程で、加賀藩の大工に関する知見が新たに得られた事例や、史料の信頼性が高いと確認された範囲内に限定した利用によって、加賀藩の大工に関する実態を明らかにすることができた事例により、史料の信頼性の検証を実施した二次的効用や史料の特性に従った利用が、建築史学上の有益な考察結果をもたらすことを実証した。

なお、『日並記』は、前田家の所蔵であったが高畠厚定の子孫が献上した私製の史料であり、今後さらにその成立過程、信頼性等の検証が必要であると考えている。

本論文は、当研究所の研究成果を広く県民の皆様等に知っていただくために、筆者の学位論文としてまとめた「加賀藩の大工史料によるお抱え大工の研究－清水文庫・渡部家文書の信頼性検証を通して－」の第1章、第2章および第4章第1節に、最小限の加筆・修正を加えて再構成したものです。

原論文をまとめるにあたり、便宜・ご指導等を賜りました皆様方に重ねて感謝申し上げます。

金沢城「寛文」石垣造営の背景を探る

木 越 隆 三

はじめに

天正10年代もしくは文禄年間に始まる金沢城の石垣造営の歴史のなかで、万治・寛文期の15年間は、いったいどのような意味をもつ時期なのか、あらためて考えてみたい。万治・寛文期は、いわゆる金沢城石垣編年の5期の開始期に該当し、5代藩主前田綱紀の治世初期にあたる。しかし、石垣編年の5期の時間幅の設定範囲を細かく検討すると、いくつか詰め切れていない点がある。たとえば5期の始まりについては、4期石垣の下限が寛永10年頃なのか寛永末期までいくのか、あるいは万治期まで及ぶのかなお明確ではないこともあり、いずれを始点にするか検討中である。また5期の終わりについても、北野博司氏は寛文期で区切る理解を示しているが（北野2001）、金沢城調査研究所の編年案では元禄期までと広くとっている（金沢城調査研究所2009）。また元禄～宝暦期はいまのところ、5期でも6期（宝暦～安永期）でもない時期で宙に浮いている。これは該当する現存遺構が少ないため積極的に言及できないからで、止む得ない事情による。とはいえ5期石垣を元禄までの50年ほどとみるのか、寛文期の15年に限定して考えるのかは共通理解をもつべき課題だと思う。また5期石垣から6期石垣の宝暦期までの100年については、もう少し細かく時期区分すべきと思うが、それは遺構のみで行えるのか、別の方法も総合的に考える必要があるのか、こういった点も今後の課題となろう。

文禄（1期）・慶長（2期）・元和（3期）・寛永（4期）という石垣編年の最初の4時期の流れを俯瞰すると、自然石による石垣（野面積み）から割石・粗加工石による高石垣へと急速に技術進化を遂げたといえる。さらに元和期からは隅角に大きな切石を使い、築石部の割石は均一化し布積を志向するが、それは大坂城再築の公儀普請で確立された技術であり、その影響をうけたことが近年指摘されている（北垣聡一郎編2012『城郭石垣の技術と組織』）。しかし、一方で金沢城独特の乱積（落とし積）傾向や石垣面の非平滑性などは、戸室石という石材の特性に因るものかもしれないが、金沢の石垣技術の個別的な個性として元和以後も色濃く残るという理解も示される（滝川2012）。こうした1～4期の技術的達成のあと万治元年、前田家は周知の江戸城天守台石垣の助役普請に従事し、ここで花崗岩の大型切石を精緻に積み上げた（北垣2003、石野2012）。それは寛永元年に大坂城山里丸で大型切石を縦横に駆使して以来の切石中心の石垣作りであった。

北野博司氏は金沢城の切石積についても精緻な分析を行い、切石積の編年も提案した。この業績に学べば、寛永（4期）に始まる金沢城の切石積は5期に多面的な展開があり、枅形門など重要な城門石垣や櫓台石垣では意匠的な切石積が多用されたこと、とくに玉泉院丸周辺の切石石垣群の造形的意義に言及している（北野2004）。北野氏の先駆的な考察によって金沢城石垣の5期は、粗加工石・割石積、切石積いずれでも金沢独特の様式を生みだし、石垣の「多様性」が顕著となり、石垣にも「意匠性」が看取できるようになった。

本論はこうした調査成果の驥尾に付し、主に文献史料から5期石垣の建設背景を考えるなかで気付いた点を述べるにすぎないが、とくに①万治3年に作成された「夫付」、②戸室山の稼動時期に関する検証結果、③寛文期の藩穴生の動静、という3つを素材に、5期に展開する「金場取残積」「四方積」など意匠性に富む切石積、色紙短冊積のような斬新で革新的な石垣意匠を生み出した寛文という時代はどんな時代なのか、寛文期の石垣作りの体制や時代背景について、ささやかな所見を述べたい。

1 万治3年夫付に対する誤解

まず万治3年5月に作成された「夫付」という史料に注目したい。戸室山で採石・石切作業がなされた時期（以下では「戸室稼働期」と呼ぶ）を特定する指標になりうる史料と考えるからである。万治3年の夫付作成の頃、一時的に休眠状態にあった戸室石切丁場が再稼働され、寛文末期までの10年余の間に特徴ある5期石垣が建設されたと推定されるので、この点を最初に検証したい。

万治3年5月23日、人持下奉行は「戸室山より御石釣出御定夫付之事」という事書きのある文書（以下、この古文書を「万治3年夫付令」と呼ぶ）を作成し、ときの普請奉行3人に提出した。この夫付は金沢城で藩政を任されていた3人の年寄衆（前田対馬・今枝民部・奥村因幡）に上申され承認されたあと、三年寄連名で「右石夫付人足図り、下奉行中相究通、可才許者也」と普請奉行に通達され、さらに普請会所から人持・御馬廻下奉行中あてに「右石夫付、各図之通、御寄合所相究候条可被其意候」と下達した。下奉行たちが立案・作成した夫付が年寄衆の合議機関である寄合所で藩法として了解されたので、そのつもりでこの夫付を活用するよう通達したのである⁽¹⁾。

表 1 万治3年夫付と追加夫付

立方尺	夏夫付	冬夫付	役人数(夏)	役人数(冬)	
1尺～1尺4寸	1.5人	1.8人	2.1人	2.5人	
1尺5寸～3尺5寸	1.8人	2.0人	6.3人	7人	
3尺6寸～6尺5寸	2.0人	2.3人	13人	15人	
6尺6寸～9尺5寸	2.5人	2.8人	24人	27人	
9尺6寸～13尺5寸	3.5人	4.0人	47人	54人	
13尺6寸～16尺5寸	4.0人	4.5人	66人	74人	
16尺6寸～19尺5寸	4.5人	5.0人	88人	98人	
19尺6寸～23尺5寸	4.8人	5.1人	113人	120人	
23尺6寸～26尺5寸	5.2人	5.5人	138人	146人	
26尺6寸～30尺	5.5人	5.8人	165人	174人	
30.6尺～33.5尺	5.8人	6.1人	194人	204人	* 1
33.6尺～36.5尺	6.1人	6.4人	223人	234人	* 1
36.6尺～40尺	6.4人	6.7人	256人	268人	* 1
40.6尺～43.5尺	6.7人	7.0人	291人	305人	* 2
43.6尺～46.5尺	7.0人	7.3人	326人	339人	* 2
46.6尺～50尺	7.3人	7.6人	365人	380人	* 2

役人数は、夫付（1立方尺当たり）にそれぞれの階級の最大夫付を掛けたもので、その階級での最大数を示した。
* 1は寛文6年の追加夫付、* 2は寛文4年の追加夫付（「文禄年中以来等之旧記」）。

万治3年夫付令の内容は、じつは多岐にわたる。表1に掲げた、戸室石を石釣りによって城内まで引出すさいの人足数の積算基準だけではない。そのあとに10ヵ条にわたり細則や補足条項があるので、それらも含めてこの「夫付」は利用する必要があるのに、これまで、その点の言及が弱かった。

万治3年夫付令の冒頭に、1立方尺から30立方尺までの石材を10階級に分けた、いわゆる「夫付」という基準数を掲げる。石引作業に要する人足数を1立方尺（1尺×1尺×1尺の立方積のことで「才」という単位も使う。以下では1才と表記）ごとに示したもののだが、季節による所要人数の違いを考慮し「夏夫付」「冬夫付」の二通り例示する。どれも戸室本山から城中まで約12^{キロ}の道のりを運搬する人足数を積算するときの基準であるが、この夫付に注目し戸室石引道に関し先駆的な業績をのこした北島俊朗氏は、なぜかこの「夫付」を戸室本山東場から中山村までの4^{キロ}ほどの石引夫付であると誤解し紹介されていた（北島1995の表4-3）。誤解した理由は、万治3年夫付令の頃までに戸室山から中山まで石材を引出し4千石もの貯石を行ったという、江戸後期の藩穴生後藤彦三郎の不正確な記述にミスリードされたからである。その結果、戸室石切丁場は寛文期に活動を中断し、延宝年間に4千石の貯石を行ったという、紛らわしい説明を行っていたので是正しておきたい⁽²⁾。

天明5年に正式に藩穴生となり、石垣技術書・城内普請記録のほか戸室石引道について多くの著作を残した後藤彦三郎は、その代表的著作「文禄年中以来等之旧記」のなかで「延宝以後か、戸室山より中山迄御貯用石四千石余釣出相済候に付、戸室御丁場御畳被仰付候」と明確に指摘し、中山村の貯石場に4千余の石を貯え戸室山の稼動を停止した時期は、延宝期とする⁽³⁾。その根拠として、寛文10年5月、稼動中の戸室石切丁場に割場から役小者20人を石切手伝人として配当した文書⁽⁴⁾を掲げるが、最近金沢城調査研究所で確認した「寛文9年分普請役銀支払中勘書上」⁽⁵⁾からも、寛文9年に戸室での石切作業の日用銀として年間のべ11万5千人分、中山までの石引に年間5万8千人分の日用銀を支出した事実が判明したので、中山村への4千石の貯石は寛文末期に達成されたことが明確になった⁽⁶⁾。それゆえ、上掲の後藤彦三郎の記述は至極妥当であり、戸室石切丁場が安永5年まで100年にわたり採石を中断し休眠状態に入るのは延宝年間とみて間違いはない。私見では延宝元年頃には採石中断になったと理解している。

しかし、後藤彦三郎は別の著作で、「文禄年中以来等之旧記」（文政8年成立）の記述と全く矛盾した記述を行っていた。まず「戸室山初年号等留帳」（文化7年成立）の冒頭に「万治年中、右御丁場御石并釣出石御用仕廻之体、不残中山江釣出シたるもの也」「万治（追筆「寛文」）之後、戸室山より御石出たる事ハなく、中山より釣出候」と書き、中程でも「御貯用石中山辺ニ四千石計釣出シ万治年中後、御用仕廻ニ候」と述べる⁽⁷⁾。また北島氏によって初めて紹介された享和2年「穴生勤方之帳」のなかの戸室山勤務規定冒頭でも「万治之比、戸室山本山等より中山迄夥敷角石等釣出、御城内江茂釣出道、御城御築茂段々御成就」と記すので⁽⁸⁾、北島氏はこれに依拠し、万治年間に戸室山から中山までの石材搬送と貯石が終了し、そのあと戸室山での採石が中断されたと誤解した（北島1995）。だから万治3年夫付令を中山に貯石するためのものと判断し、戸室山から中山までの4^{キロ}に限定された所要人足数と理解した。しかし、万治3年に中山での貯石はなされておらず、戸室での石材切出は再開されたばかりで、当時の石釣り搬送区間は戸室石切丁場から城中までの12^{キロ}とみるのが自然である。

この点は「文禄年中以来等之旧記」のなかで後藤彦三郎が、夫付令のいくつかの細則に注記を加えたなかで明確に指摘している。つまり万治3年夫付令の細則の一つに「平石之儀難知御座候間、御相見奉行と相談之上を以目分量次第人力付可仕事」という規定があるが、この規定に彦三郎は長文の興味深い注記を付している。その後段で彼は自分が山奉行をつとめた天明8年、中山から城中までの石釣り人足の夫付がどこにも見あたらないので、「中山～城中間」の夫付は、万治3年夫付令冒頭に掲げる

「戸室山～城中間」夫付の8割に相当すると見なし、万治3年夫付の2割引で中山から城中の夫付を行ったと述べる。この注記から万治3年夫付の対象区間は戸室～城中間であることは明らかである。それなのに北島氏が紹介した「石引出し夫付表」（北島1995の表4-3）では、万治3年夫付から2割引した数字を「中山～城中間」とし、万治夫付そのものは「戸室～中山間」として掲げるので、道のりからみて2倍近く長い「中山～城中間」7キロ余の夫付が、その半分の距離しかない「戸室～中山間」4キロより小さくなっている。両者の距離を勘案すれば数値に矛盾があることは一目瞭然なのに、後藤彦三郎の「戸室山初年号等留帳」に記された記述にミスリードされた結果、思わぬ陥穽にはまったようである。こうした誤解を是正し万治三年夫付は利用されるべきことを最初に指摘しておきたい。

なお、表1に掲げた夏夫付、冬夫付は1才あたりの基準人数なので、当該石材の立方積を掛けるとその石材を搬送するのに必要な人数が出る。俗に100人持の大石などというのは、20才（表1の20立方尺欄）の夫付数に20を掛けると夏96人、冬102人という人足数が算定できるので、20才の石が100人持の大石ということになる。表1の役人数欄は、そのような人足数を例示したものである。また地車夫付を寛政9年に作成した後藤彦三郎が、夫付を教条的に利用することを拒否した点や、地車の利点は単に人足減少の効果にあったのではないことなど別稿⁽⁹⁾で詳しく触れたので参照されたい。

2 万治3年夫付作成の背景

戸室石切丁場の稼動時期についての記述は、「文禄年中以来等之旧記」のほうが正確で、「戸室山初年号等留帳」「穴生勤方之帳」の説明は誤解を招きやすく不正確であることが確認できた。その結果、戸室石切丁場は寛文末年までに4千個の貯石を終え、延宝元年頃に石切丁場は閉鎖され安永5年の再開まで100年にわたる休眠期に入ったと理解すべきこととなった。

ところで寛文期に稼動中の戸室石切丁場の始まりは、むろん文禄元年まで遡るものであるが寛永16年の3代藩主前田利常の小松隠居のあと、戸室石切丁場が一時休眠していたと推定される。この休眠期の終わりを告げる史料が万治3年夫付令だと考えられるので、万治3年に至る石切丁場休眠期について、その経緯をここで探り、後藤彦三郎が触れていない、この夫付令の背景を探ってみたい。

周知の通り寛永16年、3代利常が小松城に隠居し4代藩主光高が新しく金沢城の主となった。しかし、光高の金沢城滞在期間は短く、しかも正保2年、31才の若さで早世したため城内の普請・作事は停滞した。光高が藩主であった寛永16年から正保2年までの6年間のうち、金沢城に居た期間は10ヵ月足らずであった。光高の死後、3歳で家督を継いだ5代綱紀は、寛文元年まで金沢城に来ることはなかった。それゆえ寛永17年から寛文元年までの20年余、金沢城は藩主の不在状態が続き、新丸に置かれた寄合所や城内外の奉行所が政務の中心となった。本丸や二ノ丸の御殿は主が留守続きであったため建物の維持管理がおろそかとなり、後述するように城内石垣等に破損が生じても応急処置で済まされたことは、かつて拙論でふれたことがある（木越2003）。政治の中心は小松城と江戸藩邸であったため、この時期の金沢城で大きな作事・普請はなされず、ひいては石垣用の石材にたいし大口の需要もなかったから、戸室山での採石は休止されと推定される。

しかし、寛永16年から正保年間、小松城や金沢城で戸室石を使った石垣普請があったので、正保2年頃までは稼動されていた可能性が高い。しかし、稼動時期や稼動実態は全く不明であり、普請の内容からみてもさほど大きな稼動であったようにみえない。

利常が小松城の造営にあたり戸室石をもとめ、宮腰湊から小松まで戸室石を回漕するよう命じたと、後藤彦三郎著「落葉集」が記述する。その根拠は確かではないが、後藤家の分家勘右衛門らは、小松城の石垣普請に従事したと系譜などで主張しており⁽¹⁰⁾、また現存する小松城天守台石垣に使用された

石材1510個のうち16%が戸室石であったから、戸室石の小松回漕は事実である⁽¹¹⁾。大手門の鏡積などでも使用されたといわれるが、その数は少なかった。場合によっては金沢城内にストックされていた石材を回漕することで対応できたともいえよう。利常が金沢城主の光高に大手門に据えられた鏡石を小松に運べと所望し断り切れなかったという逸話があるが⁽¹²⁾、この逸話から、あえて戸室山から巨石や好みの大石を切り出すことはせず、金沢城内にある石で済ませようという意図が窺える。庭園作りのため、巨石・奇岩を三州から求めたことは間違いないが、石垣の石材を戸室山から求めるとなると搬送経費があまりに高くつくので、ごく限られた数しか搬送されなかったと考えたい。したがって、小松城のため仮に戸室石切丁場で採石がなされたとしても、それはごく短期的で数量も限られていたとみるべきであろう。

この時期の金沢城の石垣普請については目下、正保元年の本丸辰巳櫓下の火薬倉庫付近で起きた崩石垣の修理⁽¹³⁾と慶安3年の風雨・洪水で崩壊した石垣3ヵ所の修覆⁽¹⁴⁾の2回にとどまる。備蓄石材で十分対応できたと思われるが、戸室山へ臨時に採石人を派遣した可能性はある。慶安3年の石垣修理箇所は位置が不明であり、どの程度の補修であったのか全く不明である。これにたいし正保元年の修理は、本丸周辺のイモリ堀付近の増水で水敲石垣と曲輪が崩落するという損害だったから、大急ぎで崩壊を防ぐ対策工事がなされた。以上から、少なくとも正保元年の城内石垣修築の頃まで戸室から新石材が供給された可能性はある。

したがって寛永16年以後の休眠状態というのは、短期または臨時稼働の可能性を内包する状態であり、寛永16年以前のような連年の頻繁な稼働とは異なる、著しく稼働機会が希少になった時期という意味で戸室山休眠期と呼んでおきたい。

この休眠状態に終わりを告げ、採石・石切の頻度が増え戸室石切丁場に多数の石切職人が常駐し始めたのは万治3年夫付令の頃であった。その契機は万治元年10月の利常逝去であり、青年藩主5代綱紀の入国に備えた城内整備を急いだことにあった。小松に隠居し5代藩主綱紀の後見人として専制的な権力をふるった前田利常は万治元年、將軍家から助役普請の命をうけ、孫綱紀（5代藩主）とともに江戸城天守台石垣の造営に従事し、犬島産花崗岩の大型切石を10段以上積み上げ、竣工させたあとの10月、無事小松に帰国した矢先に死去した。その後、幕府は利常政治から綱紀政治への移行が平穏になされるよう、10月23日保科正之（会津藩主、綱紀の岳父、將軍家綱の補佐役）を綱紀の後見人と定め、利常の行った改作法はじめ「国中の仕置」は従来通り執行せよと藩の年寄衆と人持組頭に厳命した。12月には利常隠居領22万石を綱紀領80万石に追加合体することが公認され、前田家102万石がここにスタートする。閏12月18日には將軍家綱みずから印判状を綱紀に与え、万事家老たちと相談し、難題は保科正之の指図をうけよ、隣国で一大事が起これば保科と金沢に派遣した幕府目付衆の指図に従って行動せよと藩政運営の大方針を示した⁽¹⁵⁾。

したがって利常死後の加賀藩は、一時的とはいえ幕命により保科と幕府派遣の国目付の監督下に置かれ、その後見をうけ青年藩主綱紀（万治元年16才）への円滑な政権移譲が画策された。万治2年正月～7月、金沢城新丸の津田玄蕃邸や旧前田美濃邸に幕府から派遣された国目付（石川弥左衛門貴成・内藤新五郎正俊）が逗留した。万治3年4月～10月にも再び国目付（能勢次左衛門頼宗・渡辺筑後守正）が金沢城新丸に派遣され、国政の監督と報告にあたった。しかもこの間に、諸役所の職務遂行において幕末まで基本法として機能した重要法令が数多く発布された。その多くは綱紀の御意をうけ金沢城の年寄衆4人（津田玄蕃・奥村因幡・前田対馬・今枝民部）が発令したものであった。

このように万治元年末から寛文元年7月の綱紀初入国までの3年間、年寄衆を筆頭にした藩職制や諸奉行の職務（勤方）に関する基本法令が、保科氏と国目付の監督・了解の下で発布されたことは注

目すべき事であった。將軍家が有力藩の民政や家政に介入し、幕・藩の権力としての一体化が進んだ時期といえる⁽¹⁶⁾。この結果、幕命が藩内くまなく周知徹底できる環境が作られた。それは幕府の大名統制の極まった姿といえるが、加賀藩では、この万治の法制整備によって、利常の専制的なカリスマ支配から脱却し、法と組織で動くシステムに急転回する好機となった。

万治3年5月の夫付令も、まさにこの万治の法制整備の一環をになう法令であり、普請奉行・割場奉行は人持下奉行に役小者の使役原則を立案させ、藩年寄衆の裁可を仰ぎ広く布達した。この夫付令そのものは基幹的なものでなく、細則にあたるものなので年寄衆の合議（寄合所合議）だけで裁決されたが、その基礎となる普請会所法度などは綱紀および保科、幕府国目付（ひいては幕府老中）の了解を得て裁許された。

こうした諸法令のなかに幕府の意向や経験知が含まれていてもおかしくはない。石引人足の必要人数を1才単位で行う夫付という手法は、もともと前田家の城普請の経験から生まれたものであろうが、幕府が主宰する公儀普請の組織原則にふれ影響をうけた面もあるかもしれない。

ともあれ上記により、寛永末期から休眠状態にあった戸室石切丁場は、万治3年夫付令の頃、再び稼働期に入ったとみてよい。夫付令をきっかけに万治4年正月、幕府に金沢城の修築願を提出した。しかし、この修築願は受理した老中松平信綱が急死したため、許可手続は中断され、寛文2年に改めて修築願を作り直した。ところが、その矢先の寛文2年5月、金沢城を地震が襲い、本丸辰巳櫓下など10箇所余の石垣に大きな損傷があり、この地震による修覆箇所10箇所も加え同年6月、石垣修築願を提出したが、その数日後に幕府から許可された（木越2003）。万治4年に願い出た普請箇所は、①土橋門脇石垣（寛永8年に幕府の許可をうけ修築したが、寛永9年春の大風で土堀ともに崩れた）、②土橋門脇左石垣（寛永8年修築のあと再び崩れた）、③土橋門土留石垣の築きさし箇所（寛永8年に普請許可がおりたが、工事できないまま放置した箇所）、④本丸付段付近西面石垣（地口9間にわたり崩壊した石垣。承応2年8月の大雨風で大松2本が倒れたため崩壊）、⑤玉泉院丸北面石垣（利常隠居後、玉泉院丸にて土蔵建設したときの地響きで崩落）、⑥三の丸南門脇石垣（長さ2間2尺余築直）、の6カ所であるが、着工されたのは寛文2年の夏以後であった。①～③は寛永8・9年の破損箇所もしくは寛永8年に許可をうけながら実施できなかった箇所、④～⑥は利常隠居以後の破損箇所であった。このように寛永期あるいは承応・明暦期までに当然修理されるべき箇所が、万治4年正月ようやく幕府に許可を申請したということは、寛永後半から承応・明暦期の金沢城は石垣普請そのものが希な時代であったと判断される。利常の小松城隠居時代が、いかに城内石垣の修覆がなごりにされていたか推定できよう（木越2003）。寛永後半以来修覆を先延しした箇所を対象に寛文元年になってやっと修覆を決断したのは、綱紀入国つまり藩主の初入国という重大事に間に合わせるためであった。

万治3年夫付令の細則では、戸室石以外の石材の夫付についても目安（坪野石・能登滝石などは戸室石の夫付の2割増しなどと規定）を提示しており、最後の2項目では栗石の搬送労働の基準（1日5～7里）を定める、つまり万治3年夫付令は、戸室石の搬送だけでなく、領内全体を対象に城中に搬送すべき石材や土木資材の輸送労力の積算基準を示したものであったが、注意すべきは、石材搬送の目的地が金沢城であった点である。金沢城で始まった新たな普請への対応として、この夫付令は出されたのであり、それは戸室山での採石・石引の再開と深く関わっていたといえよう。

寛永末期から休眠状態にあった戸室山での採石開始は、上記により万治3年頃とみて大過なからう。前節での指摘と合わせていえば、万治3年の夫付令から寛文末年に終了する中山村での貯石完了までが戸室の第2次稼働期であった。このように戸室山の第2次稼働期が万治・寛文期の約15年に限定されたことから、金沢城石垣編年の第5期の寛文石垣も、この第2次稼働期に重ねて理解すべきと考える。

寛文期を代表する石垣遺構として、二の丸北面から菱櫓にかけての布積、いもり堀の鯉喉櫓台などが知られるが、そこで使用された石材は、上記の第2次稼働期の採石によるものである。表1には、寛文4年と寛文6年に追加規定した夫付（30～50才の定夫付）も示したが⁽¹⁷⁾、おそらく40～50才までが石釣という搬送方法で対応可能なサイズである。上記の寛文石垣の多くは表1の夫付の範囲に納まるサイズであったが、40～50才以上の巨石になると石釣では運べない⁽¹⁸⁾。そのような巨石であれば、おそらく修羅で搬送したのであろう。

万治3年夫付令の細則に「引石之儀平石同断」とあり、この規定に彦三郎は「修羅車ニのせ理不尽ニ引出候と相見江候」と解説する。この注記は、石釣りではなく修羅で引き石をするときは夫付も作らず理不尽に石引きしていたという意味である。この彦三郎の解釈をもとに、この細則の意味を取れば「修羅での引石は前記の平石条項と同じである。したがって修羅引き夫付は相見の奉行衆と相談し目分量で個別に行われた」と解釈できる⁽¹⁹⁾。こうした細則から万治3年夫付令は立方積を計測しやすい角石・角脇石（直方体に成形された切石）を対象にしたものであり、形が不定で千差万別の平石や割石は念頭にしていないこと、また50才を超える巨石の修羅引き要員も対象にしていないことがわかる。あくまでも石釣に適した石材に関する基準数であった。

ところが、寛文期を代表する色紙短冊積（玉泉院丸庭園跡付近の石垣群）に使用された大型切石の多くは50才を超えていた。つまり色紙短冊積石垣の意匠の中核をなす縦置き of 巨石や角石の石引にあたっては、万治3年夫付の規定は適用できず「引石之儀平石同断」の条項により修羅で搬送されたのである。寛文期の石垣修築で使用された巨大大切石（50才以上）は修羅引きによっていた、これが本論の重要な結論の一つである。ということは、50才以上 of 大型切石を修羅引きできる時期は、寛文2年から13年頃の間に限定されることになり、色紙短冊積石垣の建造時期もその範囲で考えられる。このような理解は、北野氏の切石積石垣編年の寛文期の説明と一致し、その裏付けになる。

3 夫付を作成した「人持下奉行」について

ここで、万治3年夫付の作成者である「人持下奉行」とはどういう存在なのか、所見を述べるが、その前になぜ人持組や馬廻組の「下奉行」なる者が夫付に関係したのか解説しておく。それは、夫付の対象となった石引労働を担う基幹労働力が、知行千石以上の藩士から提供された役小者であったことによる。千石取以上の人持衆・馬廻組藩士は、前田120万石の騎馬軍団の基幹となる存在であったが、彼らに課された軍役は、戦場への出陣と普請役の2つが基本義務であった。このうち普請役は、城普請や河川土木など藩主から命じられた普請御用（藩レベルの公儀普請）において知行高に応じて夫役人を提供するもので、提供された人足は役小者と呼ばれた。千石以上の家臣は普請役という義務を果たすため、家中に役小者を召し抱え、御用があればこれを藩の割場に提供し、藩の割場は提供された数百名の役小者を、普請奉行や郡奉行・町奉行などが管轄する普請場に必要数を査定し配当した⁽²⁰⁾。

初期加賀藩の公儀普請で最も役小者を必要としたのは、金沢城をはじめとする城普請や城下町建設にかかる惣構・用水・道路建設であり、郡方では河川の治水土木や用水建設であった。役小者の負担基準は、知行千石当たり3人であった。おそらく慶長期までは、この原則で役小者を提供負担したと推定されるが、藩が村・百姓（直轄地）に賦課した夫役は慶長12年に銀納となった。また元和期には家臣知行地で、家臣が村・百姓から搾取していた夫役（本年貢の付加税）が銀納になった（拙著2008）。

このように夫役（封建地代）が銀納化された頃、家臣に課された普請役（役小者）も銀納化されたと推測される。その時期はなお明確ではないが元和～寛永期のこととみてよい。万治3年の普請役法令によれば千石以上の藩士は、千石あたり3人の役小者を負担すべきところ、2人分は銀納（2歩銀

役)、1人は役小者(1歩人役)で納めると定められた⁽²¹⁾。これを3歩役と称し、この原則はおおむね幕末まで堅持された。知行千石以上の人持組士と馬廻組士が3歩役負担の主たる負担者であり、彼らはその知行高に応じて役小者を数名常時召抱えておかねばならなかった。千石以下の藩士の3歩役つまり普請役はすべて銀納で100石当たり銀74匁3分4厘、千石以上の2歩銀役は100石当たり49匁5分6厘であった。つまり知行千石の3歩役は銀高で表示すると743匁4分であり、その3分2すなわち2歩銀役は495匁6分(100石当たり49.56匁)であった。1歩人役は役小者を1人提供するものだが、銀納役の算定根拠は、役小者1人の年間日用銀であった。役小者の労働日数は1年365日から休日11日(正月3日・盆3日・5節句5日)を差し引いた354日と算定し、これに日当の銀7分をかけると年間の日用銀は247匁8分となる。2歩銀役はこの年間日用銀の2人分、3歩銀役は3人分にあたる⁽²²⁾。

普請会所が支配する石垣普請場、戸室石丁場および石引作業に、役小者が割場から配当されたが、それを負担したのは知行千石以上の人持組士と馬廻組士であり、彼らの下奉行が、その使役に関与する根拠はそこにあった。なお銀納の普請役銀は、役小者で不足する労働力を日用として雇傭するときに出されたが、その出納管理は普請会所の支配に任せた。役小者は、人持組士・馬廻組士それぞれの家中の一部を構成する奉公人の一人であり、家来たちの働きぶりや勤務条件に口出しするのは当然とされたから、下奉行が派遣されたのである。それはおそらく初期の城普請の際には、役小者を提供した人持組士・馬廻組士が、城の割普請を請け負うと同時に組に編成され、それぞれの組ごとに下奉行を出し、そこで相談しながら割普請を遂行したことの名残ではないか。各作業場に配当された役小者や日用は20人くらいで班を形成し、班ごとに杖突という小頭や食番(炊事当番)を置き作業を遂行するのが作業場の慣例であった。万治以後は、役小者の管理や配当は割場や配当先の諸奉行が行うが、役小者を提供した人持組・馬廻組の藩士も役小者の提供者として下奉行を普請場に送り、家来たちの役勤めに関わった。普請会所に下奉行詰所なるものが置かれ、普請会所は「七手頭下奉行」「御馬廻組下奉行」「定番馬廻下奉行」「組外下奉行」などの役職者と緊密に連携し、役小者の配当や労働環境の保持につとめたことは⁽²³⁾、もっと注目してよい事実であろう。

寛文～延宝期の普請会所の勤務内容を記録した「御普請為致様之品々」の一節に、「一、御城中詰石垣御普請之刻ハ、築前御奉行申談、穴生并下奉行召連罷出丁場日数相改、石図り寸方為相究□上を以、戸室山石為伐奉行へ石数目録ニ記遣之、石切并石裁許之者共為登、伐立、出来之石追々下奉行ニ相見、為奉行定番御馬廻式人被掛置、相添遣、御定之通夫付為致石釣遣シ、当地石請取奉行へ為渡申事」とあり⁽²⁴⁾、寛文期の下奉行の役割の一端が窺える。つまり城内の石垣普請の実施前に普請会所は穴生・下奉行と相談し、切り出す戸室石の寸法を決めたのち「石数目録」を作成し、石切・石裁許はこれを山に持参し、この帳面に従って石が切り出されると、出来た石材は下奉行に見せたのち、「御定夫付」にもとづき石釣役小者を配当し、城内まで搬送したあと城内の石請取奉行に引き渡すというのである。下奉行の役割は監査役であるが、家来である役小者らの働きぶりに深く関与していたことがわかる。普請会所・割場が石垣普請の労務管理を全面的に支配するようになって、役小者の主人が下奉行を派遣し、普請場の作業環境を点検したことは注目される。人持下奉行が夫付を作成したのは、理由のないことではなかった。役小者を提供した主人として、彼らの使役基準に従来より関心をもっていたからにはほかならない。その背景は、もともと城普請は人持衆や馬廻組の藩士たちが直接役小者を作業場に送り出し、その労務管理を行っていたからなのであろう。以上から普請会所・割場・「人持・馬廻組下奉行」の三者が協働して寛文期の普請労働者は労務管理されていたと理解できた。

4 寛文期の藩穴生

ではこの時期、普請会所に属する穴生にどのような人物がいたのであろうか。北野氏は後藤家3代権兵衛をその代表としてあげるが、これに異論はない(北野2001)。しかし権兵衛だけでよいのか一抹の不安が残るので寛文期の10年余に限定し藩穴生として在職していた者を確認しておきたい。

表2はこれまでの藩穴生に関する調査の成果を踏まえ、加賀藩穴生と扶持人石切を列挙したものである。表2から、寛文期すなわち第二次戸室山稼動期に活躍した穴太として、①奥源三郎、②後藤権兵衛、③後藤勘左衛門、④杉野茂兵衛、⑤小川長右衛門、⑥林市左衛門の6名が確認できた。このうち、純粋に坂本出身の穴太といえるのは④杉野茂兵衛、⑤小川長右衛門の2名だけである。この両名は万治元年の江戸城天守台の公儀普請に出役し、戸波駿河とともに活躍したことはわかるが、金沢城普請においてどういう活動をしたのか定かではない。藩から300石もの知行を得ていた坂本穴太戸波駿河は、公儀普請のときは普請場に動員されているが、それ以外は近江坂本に居て年頭礼などの儀式のときだけ金沢に出仕する存在で、居城普請に直接関与しなかった⁽²⁵⁾。これに比べると、杉野・小川両氏は金沢城下に屋敷をもち常住する穴生とみられるので、居城普請にも従事したとみてよい。しかし、居城普請の主役は奥家と後藤本家であったようにみえる。林氏は「寛文7年金沢図」に屋敷登載があるので寛文7年までに扶持人石切から穴太に昇任した石工である。地元石工から穴生役に昇進したとすれば、その最古例となる。戸室石の細工に長けた石工として立身した者ではないかと思われ、手技に優れた石切たちのリーダーとして寛文石垣の切石細工に大きな役割を果たした可能性がある。

①奥源三郎は奥家3代目(初代は穴太源介)で正保元年に召出され50石拝領、万治元年の江戸普請に参画し寛文元年に国元に帰ったあと、寛文3年には小松城石垣御用に従事し、寛文5年3月、20石加増され70石となる。天和・貞享期より病床にあり元禄16年に病死した。奥家歴代中では「石垣築・縄張の上手」とされ、車橋大留石垣等を修理したと主張する⁽²⁶⁾。②後藤権兵衛は後藤家3代で万治2年に後藤奎兵衛の跡をうけ家督相続し、城内の寛文期の代表的石垣作りを数多く担当した。貞享年間に中風で病床に伏し、現場仕事に立てなくなったようであるが綱紀の諮問には応えており、元禄4年71歳で逝去した。③後藤勘左衛門は、後藤権兵衛の弟(2代奎兵衛次男)であるが、万治2年に小松城の石垣御用を担当するという名目で分家を許され、利常死後の寛文4年、金沢に引越し、城中石垣御用のほか能登・越中の河川石垣普請などにも精励し、権兵衛が病床に臥せったあと、元禄4年以後も健在で、杉野伝右衛門とともに元禄年間の石垣普請を担った。このほか、扶持人石切として正木甚左衛門・下沢市左衛門が寛文・延宝期に在職していた可能性がある。

上記の6名のなかでは、後藤権兵衛が藩穴生として寛文石垣造営に最も尽くした人物のように思われる。万治3年(1660)時点の彼の年令は40歳。藩穴生のリーダー、技術陣のトップとして最盛期にあった。正保元年に家督相続した奥源三郎も壮年期にあり奥家きっての石垣上手とされるので、権兵衛と並んで活躍したのではないか。後藤の分家を立てた勘左衛門は、万治元年に分家が公認され寛文4年に金沢に引っ越したあと、権兵衛らを助けて最盛期の寛文石垣造営を助けたのであろう。杉野氏については、寛文期の役割がどのようなものか判断材料がないが、寛文期に一定の役割を果たしたのではないか。林氏は扶持人石切出身の穴生として、切石加工に技を発揮し貢献したのではないか。

後藤権兵衛に奥家・杉野家・林家を加えた穴生4氏が寛文期の穴生の主役と推定されたが、精緻な切石積みが必要とされる石材加工において二十人石切や扶持人石切らのなかの優れた技能者が台頭していたにちがいない。林氏がその筆頭にあったと推定してみたが、それが町方の細工石工や石屋が台頭する契機になったことも想定される。

寛文期に活躍した藩穴生として上記の4人をあげてみたが、その特徴の一つは、坂本出身穴太の影

響力の後退であった。寛永初期に前田家に鳴り物入りでスカウトされた戸波駿河や福岡藩に在籍したこともある小川長右衛門は、万治の江戸普請では公儀穴太とともに活躍したが、彼らの城内石垣での活躍は確認できなかった。戸波氏・小川氏・杉野氏以外の坂本穴太は、元禄以前に前田家を去るか家系が途絶しており、非坂本穴太の中心にいた後藤権兵衛とその弟勘左衛門あるいは地元石工から台頭した扶持人石工らが台頭してきたのが、寛文期の普請会所穴生方の状況であった。

表 2 加賀藩穴生・扶持人石切リスト

時期	穴生		扶持人石切
初期 (天正～慶長期)	穴太源介100俵	穴太源兵衛 (源三郎) 30石	×
元和期 (系図)	穴太源兵衛50石	後藤彦八70石	×
寛永4年侍帳	戸波清兵衛300石	杉野清左衛門100石	×
	穴太源兵衛50石	後藤奎兵衛70石	×
寛永末～万治期 (文禄年中以来等之旧記)	戸波清兵衛	杉野伝右衛門	
	奥源三郎	小川長右衛門	
	後藤権兵衛	後藤勘左衛門	
	穴太 又助	矢倉彦兵衛	
寛文年間 (絵図ほか)	奥源三郎 (G 3 - 12)	後藤権兵衛	石切 十右衛門 石切 新兵衛 (御石工勘右衛門)
	(杉野) 茂兵衛	小川長右衛門 (M 8 - 12) 林 市左衛門 (K 5 - 2)	
元禄元年 (前田貞親手記)		正木甚左衛門・小杉半兵衛・榎葉新兵衛	
元禄9～15年	戸波清兵衛300石	杉野伝右衛門35俵 林 市左衛門29俵	正木甚左衛門 下沢市左衛門
	奥源三郎70石	後藤権兵衛49俵 後藤勘左衛門30俵	ほか二十人石切 12人
享保9年侍帳	奥源右衛門70石	後藤奎兵衛 (宇源太) 後藤只右衛門40俵	
宝暦11年	奥源右衛門	後藤奎兵衛・後藤元右衛門 ☆正木甚左衛門	坂井孫三郎 ☆四郎兵衛・八兵衛
天明3年侍帳	奥源左衛門70石	後藤用助50俵 後藤元右衛門35俵	
	正木吉左衛門		
享和2年穴生勤方帳	奥源左衛門	後藤彦三郎・小十郎 後藤金平	
文化6年日並記	奥源次郎 (源兵衛)	後藤彦三郎・小十郎 後藤金平	佐藤弥之助 水登清兵衛
			武兵衛・仁左衛門 原与三右衛門 (与) 兵衛

註：典拠は時期欄に示したものであるが、「侍帳」とあるのは、それぞれの当該年の加賀藩侍帳（加越能文庫蔵）、「日並記」は高島厚定著「運営方日並記」（加越能文庫蔵）、寛文年間の穴生の（ ）内は「寛文7年金沢図」（県立図書館蔵）に記載された住居位置を示す。また、後藤家（本家・分家とも）と奥家（当初は穴太家）の由緒帳が加越能文庫等に数点に残る。元禄9～15年は「普請会所役附等」（河内山家蔵）、宝暦11年は正木氏の穴太就任記事（「諸事被仰出書」）による☆印は同年の昇進。なお、元禄元年の扶持人石切は玉泉院九での御亭作事の関係者である。

結 び

寛文期という時代は、5代藩主綱紀が初めて金沢城に入り、幕府の後援をうけた青年藩主が文治政治をいち早く展開した時代であり、居城造営にもそうした清新な気分がみなぎった時代、利常時代とは別の新たな息吹が勃興した時代であると把握できよう。その結果、金沢城石垣編年の5期の最初期にあたる寛文期は、多様性・意匠性に加え斬新な石垣意匠をも生み出しうる環境が整った時代であると理解できる。

最近、近世の石垣技術の変遷を3つのウェイブの中で把握してみてもどうかと提案したが⁽²⁷⁾、この石垣技術3段階論の着想は、金沢城の5期石垣を念頭に第2段階は寛文期に始まるのではないかと考えて提示したものである。この着想を少し内実あるものにしようと、本論で万治3年夫付令の作成事情や第2次戸室稼動期を検証した結果、大型切石材を縦横に使う「切石乱積」が展開する時期は、宝暦以前では寛文年間の10年余に限定できることを明確にできた。またそれらを担う穴生・石切という人材が確実にいたことも確認できた。寛文期の大型切石材を利用した意匠的な切石乱積みや隅角に大型切石を効果的に使った石垣遺構の代表は、何といても玉泉院丸庭園周辺の石垣群であるが、その造営経緯や背景に関する研究は上記の視点をさらに深めることで、謎の一端が解けるのではないか。今後、綱紀自身の石垣技術に対する考え方や彼の周辺にいるブレンの、石垣や庭園に関する思想についてもさらに調査研究をすすめ、ひいては寛文期の石垣研究が発展することを期待したい。

延宝期以後の戸室休眠期においても城内石垣の修理が断続的になされており、こうした延宝～宝暦期の石垣技術と寛文期のそれとの関連も今後意識的に比較検証すべき課題だと思う。近世石垣技術の第2段階の実態をさらに具体的なものにするためにも、この時期の石垣研究のさらなる展開を期待したい。

〔註〕

- (1) 万治3年夫付令は『加賀藩史料』3に「御定書」を典拠として掲載するが、不備もある。「文禄年中以来等之旧記」（金沢大学日本海文化研究室編『金沢城郭史料』205～207頁）に掲載する同令には後藤彦三郎の注記等が追記されているが、同令が普請奉行に上申されたあと年寄衆→普請奉行→下奉行の順に下達したことを示す宛名書まで丁寧に記録していた。「御定書」はその部分を略しており、両者合わせて内容を検証する必要がある。
- (2) 北島1995『戸室石引道』の冒頭で「戸室石はいつごろから、切出されたのですか」という問いかけに答えるかたちで、「万治年間の3年間積極的に中継置場にした中山へ釣り出しました。その後は中断していましたが、延宝の頃から四千石を中山まで釣出しました」と解説する。この説明では寛文期の戸室石切丁場は活動中断期となる。また、その後の中断についても延宝元年を起点に82年間と理解し宝暦5年に再開とする。延宝元年からの中断はよいが、中断時期に中山までの貯石が行われたことになり、説明としてちぐはぐである。また宝暦5年再開という理解は、「河北郡戸室山開之事等留帳」掲載の宝暦5年普請奉行上申書の誤解であり、戸室石切丁場の再開を検討しはじめただけである。石切が実際に再開されるのは安永5年である（『戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ』2008年、『同Ⅱ』2013年）。
- (3) この引用文の「延宝以後か」は「戸室御丁場御畳」にかかる文言、もしくは「釣出相済候」にかかる文言である。
- (4) 「文禄年中以来等之旧記」（『金沢城郭史料』208頁）に掲載する寛文10年5月「割場より二十人石切懸之写（普請奉行宛）」
- (5) 穴太政洋氏所蔵（『金沢城石垣構築技術史料Ⅱ』に収録）
- (6) 「戸室石切丁場確認調査報告書Ⅱ」（石川県金沢城調査研究所、2013年）の6章「戸室石切丁場の歴史と石引道の管理」2節で詳しく論じた。
- (7) 文化11年、後藤彦三郎著「戸室山初年号等留帳」（後藤文庫：金沢市立玉川図書館蔵）。翻刻文は「戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ」（252・233頁）に収録。
- (8) 金沢市穴太政洋氏蔵。『金沢城石垣構築技術Ⅰ』2008年に翻刻文を掲載。

- (9) 『戸室石切丁場確認調査報告書Ⅱ』（石川県金沢城調査研究所、2013年）の6章「戸室石切丁場の歴史と石引道の管理」3節
- (10) 明治3年「後藤倭吉先祖一類附帳」（加越能文庫、金沢市立玉川図書館蔵）
- (11) 『新修小松市史（資料編1小松城）』（小松市 1999年）155頁、413～421頁
- (12) 青地礼幹「可観小説」（金沢文化協会1930年）、「微妙公御発語」「微妙公御夜話」「御夜話集下巻」など。
- (13) 「前田貞醇所蔵文書」『加賀藩史料』3編（97～99頁）
- (14) 『国事雑抄』中編（『加賀藩史料』3編314頁）。なお、寛文元年5月朔日の地震で破損した箇所修理願の文書と併載しているので、慶安3年10月3日に掲げるべき史料が同年5月朔日条に掲載されており、『加賀藩史料』の是正すべき点である。
- (15) 『加賀藩史料』3掲載の万治2～3年の古文書。森田盛昌著「自他群書」（石川県図書館協会 1937年）の万治年間記事。
- (16) 原昭午1981『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』（東京大学出版会）はいちはやくこの点を指摘する。なお国目付として金沢に下向した石川貴成などの経歴をみると萩藩・仙台藩へ同様の目的で藩主交替時などに監国のため派遣された（寛政重修家譜）。
- (17) 「文禄年中以来等之旧記」（『金沢城郭史料』207頁）に収録。
- (18) 「文禄年中以来等之旧記」（『金沢城郭史料』203頁）で、「釣石ハ石之高サ二尺三寸計より高キ石ハ、道具附替候得者、地ヲすり釣レ不申」と指摘する。つまり小面が2尺3寸を超えると石釣不能となる。小面2尺3寸の石材の控えは最大でも7尺だから、37才（ $2.3 \times 2.3 \times 7$ ）の大石（240人持）となる。おそらく40才が実質的な限度であったが、平たい石材であれば50才（365人持）まで可能であったと推測される。
- (19) 加賀藩の穴生や役小者・日用らは、修羅による巨石搬送は、万治元年の江戸城天守台助役で経験している（「江戸府天守台修築日記」、北垣2003、木越2008など）。
- (20) 「普請会所御定書」『加賀藩御定書巻4』前編（石川県図書館協会 1981年再刊 100頁以下）。役小者の人数については、「寛文11年侍帳」をもとに計算してみると、千石以上の藩士が176人登録されるので、その全員が千石1人の役小者を提供すれば523人となる。しかし、実際には年寄衆や諸奉行など御用を勤める藩士に役引という免除規定があったので、割場に提供した役小者数は500人を大きく下回ったであろう。役引人数は明示できないが、300～400人程度しか提供されなかったのではないかと推測される。なお普請役銀についても100石単位でおおまかに積算してみた。千石以上は2歩銀役、千石未満の藩士は3歩銀役とし、100石取以上の藩士1200人について試算すると、約500貫匁となった。藩の普請役銀の総額の目安となろう。
- (21) 同上「普請会所御定書」『加賀藩御定書巻4』前編。
- (22) (23) (24) (25) 「御普請会所役付等覚書」⁽¹⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵¹⁾（加賀市 河内山家文書C-17）。『金沢城普請作事史料Ⅰ』（金沢城調査研究所2013年）に翻刻し収録。
- (26) 「奥源兵衛家系」（小松市 穴太家旧蔵、『金沢城石垣構築技術Ⅰ』2008年、166頁以下に翻刻）。
- (27) 金沢城調査研究10周年記念シンポジウム総括報告2「石垣普請の組織と穴太の役割」（2012年3月4日：文教会館、この総括報告は同シンポジウム講演記録の一つとして本書に掲載する）

【参考文献】

- 北垣聰一郎1981「穴太の系譜と石材運搬」『日本城郭大系』別巻Ⅰ
- 北垣聰一郎2003「江戸城天守台普請の原風景—加賀前田藩の場合—」『金沢城研究』1号
- 北垣聰一郎編2012『城郭石垣の技術と組織』金沢城調査研究所・石川県教育委員会
- 木越隆三1983「犀川治水および下流用水管理と辰巳用水」『加賀辰巳用水』
- 木越隆三2003「元和～寛文期の金沢城修築について」『金沢城研究』1号
- 木越隆三2003「資料紹介：古より公儀江被上候御絵図・御国絵図改申品々之帳」『金沢城研究』1号
- 木越隆三2006「城郭石垣を築いた人々」『金沢城研究』4号。
- 木越隆三2007「近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程」『金沢城研究』5号。
- 木越隆三2008『日本近世の村夫役と領主のつとめ』校倉書房

- 北島俊朗1995『戸室石引道』金沢市生活環境部
- 北野博司2001「加州金沢城の石垣修築について」『東北芸術工科大学紀要』8号
- 北野博司2003「金沢城石垣の変遷1」『金沢城研究』1号
- 北野博司2004「金沢城石垣の変遷2」『金沢城研究』2号
- 滝川重徳2006「金沢城石垣の調査」『金沢城研究』4号
- 滝川重徳2012「金沢城石垣の変遷と特徴」前掲『城郭石垣の技術と組織』
- 富田和気夫2005「戸室石切丁場発掘調査の概報」『金沢城研究』3号
- 富田和気夫2006「戸室石切丁場の調査」『金沢城研究』4号
- 石野友康2012「万治元年の江戸城普請と加賀藩」前掲『城郭石垣の技術と組織』
- 金沢調査研究所2009『よみがえる金沢城2』発売北國新聞社